

(ページコラム 10)官僚を隠れ蓑にした「政治主導」は御免だ

一昨年、政権交代が起こってからは「政治主導」という言葉が、やたらと喧伝されるようになった。事務次官以上の歳費を得ておきながら、報道によると、政権交代前には、あまり省庁の仕事をしない副大臣や大臣政務官が多かったようだが、政権交代後は、一般に、政務三役がとてもよく働いておられるそうで、そのこと自体は高く評価したい。

しかし、わが国は法治国家であって、ある省の大臣や政務三役に任せられたからとて、その役人に何を命じてもよいわけではない。当然のことながら、行政は法律に則って実施されなければならない、法律に反するような指示は許されないのである。

ところが、今、大変話題になっているから、少し国政に関心のある人ならご存知のとおり、国民年金の3号被保険者でなくなったのに、その旨の届出をせず、長年保険料を納めなかった者に、2年を超える期間は納めたものとみなして、それに応ずる年金を給付するとの特権付与を、厚生労働省が一片の課長通知で実施していたのである。

該当者は払うべき金を払わず年金額だけが増えるのだから大喜びだろうが、正直に届け出た者がばかを見るのみならず、年金も保険だから他のすべての人達の負担がその分増えることになる。こんな法律の規定を覆すような課長通知などそもそも許されるはずもない。

当初この事実を報道で知ったとき、私は、課長通知だから、てっきり官僚の独走だと思った。ところが、先日、衆議院の予算委員会をテレビで視聴していて驚いた。なんと現在の厚生労働大臣が、昨年3月当時の大臣が決めたことと答弁したのである。課長通知などと、あたかも官僚の独走のように見せかけて、陰で糸を引くのが「政治主導」だったのか。

これでは、厚生労働省の官僚が、他省の場合よりも、とりわけ大臣を嫌っているとの世評は至極当然である。法律違反の課長通知をむりやり出させられるのでは、たまったものではない。

この課長通知が実際に出されたのは昨年の12月である。厚生労働大臣が国会で答弁した「3月に当時の大臣が決めた」という時期からはずいぶん月日が経過している。これは私の推測だが、こんな筋の通らない通知を、たとえ大臣が決めても、実際に名義人として外部に名前をさらすこととなる課長には抵抗があって、できる限り時間を稼いでいたのではないだろうか。ところが、現在の大臣になっても方針を変えないので、とうとう12月には課長通知を出さざるを得なくなったという辺りが、当たらずとも遠からざる推理では……。

いずれにせよ、政治家の判断として、ほんとうにそう変えるのが正しいと思うのなら、きちんと立法措置を採ればよいのである。「政治主導」というなら、政治家が表に出て、責任の所在を明らかにして堂々と振舞うべきで、課長通知などという姑息な手段で、官僚を隠れ蓑に使うことは御免である。

上述の厚生労働大臣の答弁に関連して、同日の午後に質疑に立った社民党の代議士が前大臣の参考人招致を求めていたが、彼自身のためにも、しかるべき場に出てきて事実関係の経緯をきちんと説明したほうがよいのではないだろうか。

(2011年3月5日追記) 昨日の参議院予算委員会の中継をテレビで視聴していたところ、細川厚生労働大臣は、昨年12月に出された問題の課長通知を当時は知らなかった旨の答弁を初めて行った。しかし、決めたのは昨年3月当時の長妻大臣であるとの以前の衆議院予算委員会での答弁は、そのまま維持した。

従って、事実が今回の答弁のとおりであるとするれば、問題の課長通知の趣旨は昨年3月当時の長妻大臣によって「政治主導」で決められたことは確かだが、9ヶ月も経ってから、「課長通知」というような軽い形式で、その趣旨が実現されるに至った経緯は、不分明のままである。

昨日の自民党参議院議員も長妻氏を含む関係者の参考人招致を求めていたが、ぜひ実現して、官僚の独走か、間違った「政治主導」なのか、はっきりさせてもらいたい。